

ユニット型指定短期入所生活介護
ユニット型指定介護予防短期入所生活介護
重 要 事 項 説 明 書

社会福祉法人 ウェルプラザ

特別養護老人ホーム ウェルプラザやまだ荘

ユニット型指定短期入所生活介護重要事項説明書

ユニット型指定介護予防短期入所生活介護重要事項説明書

1. 事業者の概要

事業者 法人名	社会福祉法人 ウェルプラザ
事業者 所在地	高知県香美市土佐山田町550番2
法人代表者名	理事長 楠目 隆
施設名	特別養護老人ホーム ウェルプラザやまだ荘短期入所生活介護事業所
所在地	高知県香美市土佐山田町秦山町3丁目4番20号
管理者	施設長 佐々木 妃佐子
電話番号	0887-52-3223
FAX番号	0887-52-3220
メールアドレス	yamada@welplaza.or.jp
事業者指定番号	高知県知事第3971200286号

2. 施設の目的

利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、または利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るため、一時的に自宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、社会福祉法人ウェルプラザ特別養護老人ホームウェルプラザやまだ荘ユニット型指定短期入所生活介護事業所またはユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）の運営管理に必要な事項を定め、居室においてユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とします。

3. 当施設の運営方針

- (1) 職員は、常に社会福祉施設職員としてその使命・役割を自覚し、高齢者が地域社会において可能な限り健康で活力ある生活を営むことができるよう支援していきます。
- (2) 介護の基本は、利用者の人権尊重です。人権を守り、健全で安らかな生活を提供するように努めます。
- (3) 認知症進行防止と寝たきり防止を図るため、日中はできるだけベッドから離れた生活を送るよう援助します。
- (4) 利用者の生活を活性化し、生きがいをもって生活をしてもらうために四季折々の行事や趣味活動、レクリエーション活動を積極的に行います。
- (5) 疾病をもつ利用者に対しては、協力医療機関と連絡しながら身体状況の観察・把握に努めます。
- (6) 食事は、栄養ケアマネジメントに基づき、個別栄養管理を行います。各個人にあった食事形態・内容とし、季節感のある献立作りに配慮し、行事食の提供も致します。

- (7) サービスの質の向上に努めます。このため人材の育成に努めていきます。
- (8) 時間から時間へと追われる介護ではなく、利用者のペースに合わせた利用者本位の介護に努めます。
- (9) 利用率確保のため、さらに居宅介護支援事業所や関係機関との連携を密にしていきます。
- (10) 利用者の個々に応じた適切な援助と契約者の意思、人権を尊重し、自立した生活の支援を行い契約者の立場に立ったサービスを提供するとともに、地域社会に期待され地域に根ざし地域とともに歩む、開かれた明るい施設づくりに努めます。

<年間行事計画予定>

4月 ユニット行事	10月 ユニット行事
5月 ユニット行事	11月 運動会
6月 ユニット行事	12月 クリスマス会
7月 流しそうめん	1月 ユニット行事
8月 夏祭り・花火大会	2月 節分行事
9月 敬老会	3月 ひな祭り
	毎月 お誕生日会（ユニット別）

4. 職員の配置状況

(1) 主な職員の配置状況（特別養護老人ホーム兼務）

職 種	常勤	非常勤	業 務 内 容
管理者（施設長）	1名		施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。
医師（嘱託医）		(1名)	利用者の診療・健康管理及び保健衛生指導を行います。
看護師	3名以上 (うち看護師1名以上)		利用者の保健衛生管理及び看護業務を行います。
准看護師			
介護福祉士	27名以上		利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。
介護士			
生活相談員	1名以上		入退所における面接手続き事務等と入居者の処遇に関する こと、苦情や相談に関する業務を行います。
機能訓練指導員	1名		利用者等が日常生活を営むのに必要な機能の改善・維持を図る ための機能訓練等を行います。
管理栄養士	1名		利用者の栄養状態を適切に管理し、栄養指導業務を行います。
介護支援専門員	1名以上		利用者の要介護申請や調査に関することや短期入所生活介護 計画の作成等、適切な処遇が提供されるよう調整業務を行います。
調理員	業務委託		
事務員	1名以上		庶務及び会計事務の処理を行います。
現業員	1名以上		洗濯及び清掃の業務を行います。
合 計	37名以上	(1名)	

(2) 主な職種の勤務時間

職 種	勤 務 体 制			
医 師 (内 科)	毎週 金曜日 (祝日・年末年始は休診となります) ※都合により変更となる場合があります。			
生 活 相 談 員	月曜日～金曜日 ８：３０～１７：３０ ※土曜日につきましては、８：３０～１２：３０の間、左記の職種が交代で対応します。			
介護支援専門員				
機能訓練指導員				
管 理 栄 養 士				
事 務 職 員				
看 護 職 員	早 出A	6：00～15：00	遅 出A	10：00～19：00
	早 出B	6：30～15：30	遅 出B	10：30～19：30
	早 出C	7：00～16：00	遅 出C	11：00～20：00
	早 出D	7：30～16：30	遅 出D	11：30～20：30
	早 出E	8：00～17：00	遅 出E	12：00～21：00
	日 勤A	8：30～17：30	※夜間における連絡・対応体制(オンコール体制) を整えております。	
	日 勤B	9：00～18：00		
	日 勤C	9：30～18：30		
介 護 職 員	早 出A	6：00～15：00	遅 出A	10：00～19：00
	早 出B	6：30～15：30	遅 出B	10：30～19：30
	早 出C	7：00～16：00	遅 出C	11：00～20：00
	早 出D	7：30～16：30	遅 出D	11：30～20：30
	早 出E	8：00～17：00	遅 出E	12：00～21：00
	日 勤A	8：30～17：30	遅 出G	13：00～22：00
	日 勤B	9：00～18：00	夜 勤B	22：00～ 7：00
	日 勤C	9：30～18：30	※勤務時間はユニットにより異なります。	

(3) 職員の研修体制

職員の資質の向上を図るため、下記のとおり研修を行っています。

- ①職場内研修 (階層研修・部署別研修)
②施設内総合研修
③施設外研修 (外部研修・他施設見学等)

5. 入居者の定員及び設備の概要

居室・設備の種類	特別養護老人ホーム								短期入所生活介護事業所
	ユニット数 (7ユニット) ユニット入居定員 (76名)								ユニット数 (1ユニット) 利用定員 (12名)
	2F		3F		4F		5F	合計	5F
	りゅう町	さくら町	あゆ町	ふらふ町	もも町	あじさい町	さんれい町		ゆず町
居室	10室	12室	10室	12室	10室	12室	10室	76室	12室
	ユニット型個室								ユニット型個室
共同生活室	1室	1室	1室	1室	1室	1室	1室	7室	1室
浴室	1室	1室	1室	1室	1室	1室	1室	7室	1室
トイレ	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	21箇所	3箇所
医務室	1箇所								
診察室	1箇所								
洗濯室	1箇所								

6. サービスの内容及び利用料金

(1) 介護保険給付対象サービス

サービスの内容

種類	内 容
食 事	- 管理栄養士の立てる献立表により、利用者の栄養、身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。 (米飯やパン食やアレルギー・嗜好等に配慮した食事が三食共に選択する事ができます) - 食事はできるだけ離床して共同生活室でとっていただけるよう、配慮します。 - 基本食事時間 朝食 7:30～ 昼食 12:00～ 夕食 17:30～ ※基本時間とし、利用者の体調や希望により、食事場所・食事時間の調整をさせていただきます。
排 泄	- 利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても必要な支援を行います。 - おむつを使用せざるを得ない利用者につきましては、排泄の自立を図りつつ、心身の状況に応じて適切な交換を行います。
入 浴	- 年間を通じて最低、週2回以上の入浴を行います。 - また、利用者の意向及び心身の状況に応じて適切な方法により、入浴及び清拭を行います。 - 寝たきりの方でも、快適に入浴が行えるよう、特殊浴槽を使用し入浴することができます。
生 活 リハビリ	機能訓練指導員を中心に、看護職員・介護職員等により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るために必要な機能の回復または低下を防止するための生活リハビリを実施します。
褥瘡予防	褥瘡が発生しないように、利用者の身体状況に応じて適切な体位変換及び必要に応じて適切なマット等を使用し予防に努めます。
健康管理	医師や看護職員及び介護職員は、健康管理を行います。
その他	- 寝たきり防止のため、できる限り離床して過ごせるよう配慮します。 - 生活リズムを考え、毎朝夕の着替えや毎食後の口腔ケアを行うよう配慮します。 - 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

(2) サービス利用料金 I-① (介護保険負担割合証 1割負担)

介護保険給付対象サービス

介護保険給付対象サービスを利用する場合、1日あたり下記の自己負担をお支払いいただきます。

要介護度			要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護報酬	併設型ユニット型 短期入所生活介護費(Ⅰ)		529 円	656 円	704 円	772 円	847 円	918 円	987 円
	加算	機能訓練体制加算	12 円		12 円				
		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22 円		22 円				
		夜勤職員配置加算(Ⅱ)			18 円				
		送迎(片道)加算	184 円 (※該当者のみ)						
	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		※所定の単位数に 14%を乗じた単位数						
	介護保険自己負担合計		642 円	787 円	862 円	939 円	1,025 円	1,106 円	1,184 円
自己負担	食事負担		第 1 段階 : 300 円						
			第 2 段階 : 600 円						
			第 3 段階① : 1,000 円						
			第 3 段階② : 1,300 円						
			第 4 段階 : 1,445 円						
	おやつ費		100 円						
	滞在費		第 1 段階 : 880 円						
			第 2 段階 : 880 円						
			第 3 段階① : 1,370 円						
			第 3 段階② : 1,370 円						
			第 4 段階 : 2,066 円						
一日 合計	ユニット型個室 : 第 1 段階		1,922 円	2,067 円	2,142 円	2,219 円	2,305 円	2,386 円	2,464 円
	ユニット型個室 : 第 2 段階		2,222 円	2,367 円	2,442 円	2,519 円	2,605 円	2,686 円	2,764 円
	ユニット型個室 : 第 3 段階①		3,112 円	3,257 円	3,332 円	3,409 円	3,495 円	3,576 円	3,654 円
	ユニット型個室 : 第 3 段階②		3,412 円	3,557 円	3,632 円	3,709 円	3,795 円	3,876 円	3,954 円
	ユニット型個室 : 第 4 段階		4,253 円	4,398 円	4,473 円	4,550 円	4,636 円	4,717 円	4,795 円

※厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該のサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

※1食あたりの食費基準費用額(朝食:395円・昼食:525円・夕食:525円)となります。ただし、「介護保険負担限度額認定証」を受けられている方で、1日当たりの合計金額が負担限度額を超える場合は、補足給付の対象となります。

※介護報酬加算の※印は、送迎サービスをご利用された場合、片道 184 円が利用者負担額に加算となります。(送迎サービス提供地域は、芸西村、安芸市、香南市、香美市、南国市、高知市)

(2) サービス利用料金 I-② (介護保険負担割合証 2割負担)

介護保険給付対象サービス

介護保険給付対象サービスを利用する場合、1日あたり下記の自己負担をお支払いいただきます。

要介護度			要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護報酬	併設型ユニット型 短期入所生活介護費(Ⅰ)		1,058 円	1,312 円	1,408 円	1,544 円	1,694 円	1,836 円	1,974 円
	加算	機能訓練体制加算	24 円			24 円			
		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	44 円			44 円			
		夜勤職員配置加算(Ⅱ)				36 円			
		送迎(片道)加算	368 円 (※該当者のみ)						
	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		※所定の単位数に 14%を乗じた単位数						
	介護保険自己負担合計		1,284 円	1,574 円	1,724 円	1,878 円	2,050 円	2,212 円	2,368 円
自己負担	食事負担		第 4 段階： 1,445 円						
	おやつ費		100 円						
	滞在費		第 4 段階： 2,066 円						
一日 合計	ユニット型個室：第 4 段階		4,895 円	5,185 円	5,335 円	5,489 円	5,661 円	5,823 円	5,979 円

※厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該のサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

※1 食あたりの食費基準費用額（朝食：395 円・昼食：525 円・夕食：525 円）となります。

※介護報酬加算の※印は、送迎サービスをご利用された場合、片道 368 円が利用者負担額に加算となります。（送迎サービス提供地域は、芸西村、安芸市、香南市、香美市、南国市、高知市）

(2) サービス利用料金 I-③ (介護保険負担割合証 3割負担)

介護保険給付対象サービス

- ・介護保険給付対象サービスを利用する場合、1日あたり下記の自己負担をお支払いいただきます。

要介護度		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	
介護報酬	併設型ユニット型 短期入所生活介護費(Ⅰ)	1,587 円	1,968 円	2,112 円	2,316 円	2,541 円	2,754 円	2,961 円	
	加算	機能訓練体制加算	36 円		36 円				
		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	66 円		66 円				
		夜勤職員配置加算(Ⅱ)			54 円				
		送迎(片道)加算	552 円 (※該当者のみ)						
	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	※所定の単位数に 14%を乗じた単位数							
	介護保険自己負担合計	1,926 円	2,361 円	2,586 円	2,817 円	3,075 円	3,318 円	3,552 円	
自己負担	食事負担	第4段階： 1,445 円							
	おやつ費	100 円							
	滞在費	第4段階： 2,066 円							
一日合計	ユニット型個室：第4段階	5,537 円	5,972 円	6,197 円	6,428 円	6,686 円	6,929 円	7,163 円	

※厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該のサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

※1食あたりの食費基準費用額（朝食：395 円・昼食：525 円・夕食：525 円）となります。

※介護報酬加算の※印は、送迎サービスをご利用された場合、片道 552 円が利用者負担額に加算となります。（送迎サービス提供地域は、芸西村、安芸市、香南市、香美市、南国市、高知市）

短期入所生活介護事業所 加算の内容及び趣旨

加算名称（金額）	内容及び趣旨
併設型ユニット型 短期入所生活介護費Ⅰ (529 円～987 円/日)	短期入所生活介護がユニットに属する居室の利用者に対して行われる場合に算定される費用となります。
機能訓練体制加算 (12 円/日)	機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師等の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6ヶ月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者を1名以上配置している場合に算定される費用となります。
サービス提供体制 強化加算Ⅰ (22 円/日)	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上で、定員超過利用、人員基準欠如に該当していないこと。
夜勤職員配置加算Ⅱ (18 円/日)	ユニット型施設で、夜勤を行う職員の数が、最低基準を1以上上回っている場合に算定される費用となります。
送迎加算 (184 円/片道)	利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所生活介護事業所との間の送迎を行った場合に算定される費用となります。
看護体制加算Ⅰロ (4 円/日)	併設施設が入居定員51人以上の施設で、常勤の看護師を1名以上配置し、定員超過利用・人員基準欠如に該当していない施設の空床をショートステイとして利用した場合に算定される費用となります。
看護体制加算Ⅱロ (8 円/日)	併設施設が入居定員51人以上施設で、看護職員の数が、常勤換算方法で、入居者の数が25またはその端数を増すごとに1以上であり、かつ、指定基準第2条第1項第3号ロに定める指定介護老人福祉施設に置くべき看護職員の数に1を加えた数以上であること。当該指定介護老人福祉施設の看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーションの看護職員との連携により24時間連絡できる体制を確保していること、また定員超過利用・人員基準欠如に該当していない施設の空床ショートステイとして利用した場合に算定される費用となります。
緊急短期入所受入加算 (90 円/日) ※原則7日間、やむをえない場合14日間を限度	当該日において利用予定がなく、介護を行う者が疾病にかかっていることその他やむをえない理由により居宅で介護を受けることができない等、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急の必要性が高いと判断され、短期入所生活介護事業所が利用者の受入を行った場合に算定される費用となります。
介護職員等処遇改善 加算(Ⅰ) (14%)	キャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳを満たしている場合に算定されます。 Ⅰ介護職員の基本的な処遇改善ベースアップ等、Ⅱ資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備、Ⅲ総合的な職場環境改善による職員の定着促進、Ⅳ事業所内の経験・技能のある職員を充実。

※加算名称下の金額は1割負担の金額を記載しているため、介護保険負担割合証2割負担、3割負担の方は上記の2倍、3倍の金額となります。

(3) サービス利用料金Ⅲ

介護報酬加算額内訳の中で、該当者もしくは事業所が該当する事由が発生した場合、下記の基準によって加算となります。従って加算額によってサービス負担額（1割分）も変動します。

		1 割負担	2 割負担	3 割負担
看護体制加算Ⅰ	(1 日につき)	4 円	8 円	12 円
看護体制加算Ⅱ	(1 日につき)	8 円	16 円	24 円
看護体制加算Ⅲイ	(1 日につき)	12 円	24 円	36 円
看護体制加算Ⅳイ	(1 日につき)	23 円	46 円	69 円
療養食加算	(1 回につき)	8 円	16 円	24 円
個別機能訓練加算	(1 日につき)	56 円	112 円	168 円
生活機能向上連携加算	(1 ヶ月につき)	200 円	400 円	600 円
※個別機能訓練加算を算定している場合	(1 ヶ月につき)	100 円	200 円	300 円
医療連携強化加算	(1 日につき)	58 円	116 円	174 円
認知症専門ケア加算Ⅰ	(1 日につき)	3 円	6 円	9 円
認知症専門ケア加算Ⅱ	(1 日につき)	4 円	8 円	12 円
認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入居日から 7 日を算定の限度)	(1 日につき)	200 円	400 円	600 円
緊急短期入所受入加算 (7 日間を限度)	(1 日につき)	90 円	180 円	270 円
若年性認知症入所者受入加算	(1 日につき)	120 円	240 円	360 円
在宅中重度者受入加算				
・看護体制加算Ⅰを算定している場合	(1 日につき)	421 円	842 円	1,263 円
・看護体制加算Ⅱを算定している場合	(1 日につき)	417 円	834 円	1,251 円
・看護体制加算Ⅰ・Ⅱをいずれも算定している場合	(1 日につき)	413 円	826 円	1,239 円
・看護体制加算を算定していない場合	(1 日につき)	425 円	850 円	1,275 円
通院等乗降介助	(片道につき)	99 円	198 円	297 円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	(1 日につき)	18 円	36 円	54 円
サービス提供体制強化加算Ⅲ	(1 日につき)	6 円	12 円	18 円
夜勤職員配置加算Ⅳ	(1 日につき)	20 円	40 円	60 円
介護職員処遇改善加算Ⅱ		6.0%	6.0%	6.0%
介護職員処遇改善加算Ⅲ		3.3%	3.3%	3.3%
短期生活長期利用者提供減算	(1 日につき)	30 円減算	60 円減算	90 円減算
連続 61 日以上短期入所生活介護を行った場合 (介護予防を除く)		介護福祉施設サービス費の単位数と同単位数となる。		
連続 31 日以上介護予防短期入所生活介護を行った場合 (介護予防のみ)		要支援 1：ユニット型介護福祉施設サービス費の要介護 1 の単位数の 75% に相当する単位数となる。		
		要支援 2：ユニット型介護福祉施設サービス費の要介護 1 の単位数の 93% に相当する単位数となる。		
業務継続計画未実施減算		1.0%減算	1.0%減算	1.0%減算
高齢者虐待防止措置未実施減算		1.0%減算	1.0%減算	1.0%減算
身体拘束廃止未実施減算		1.0%減算	1.0%減算	1.0%減算

(4) 介護保険給付対象外サービス

介護保険給付対象外サービスを利用する場合は、下記の自己負担額をお支払い頂きます。

介護保険給付対象外サービス	内 容	利用料金
理美容サービス料	外部委託の為、理美容業者から領収書が発行されます	要した費用の実費 (カット: 1回1,500円程度)
特別な送迎	当施設の通常のサービス提供地域以外の方でご希望の方は、ご利用下さい。	サービス提供実施地域を越えた地点より1kmあたり15円算定されます。 (芸西村、安芸市、香南市、香美市、南国市、高知市以外)
日常生活費	利用者が日常生活において通常必要となるものに係る費用。 (通常使用されるオムツ代は除く)	要した費用の実費
クラブ活動 レクリエーション	ご希望により、クラブ活動やレクリエーションにご参加いただけます。	クラブ活動での材料費や施設外行事での入園料などは、実費負担となります。

※上記の介護保険外サービス費用については、その都度お支払いをしていただきます。

7. 利用料金の支払い方法

前記(2)(3)(4)の料金・費用は、毎月10日前後に前月分を請求しますので、当月26日までに下記のいずれかの方法でお支払いください。

- | |
|--|
| ① 窓口で現金払い |
| ② 銀行振込 四国銀行 山田支店 普通預金0464477
社会福祉法人 ウエルプラザ 理事長 楠目 隆 |
| ③ 口座引落 ご指定の預金口座から当月26日に引き落とし |

・保険料の滞納などにより、市町村から保険給付が支払われない場合は、一旦利用料金(10割)をいただき、サービス提供証明書を発行します。

サービス提供証明書を後日当該市町村の窓口へ提出しますと、保険給付額の払い戻しを受けることができます。

8. キャンセル

(1) 利用者がサービスの利用をキャンセルする場合は、速やかに次の連絡先までご連絡下さい。

連絡先(電話) ウエルプラザやまだ荘: 0887-52-3223

(2) 利用者のご都合でサービスの利用をキャンセルする場合は、できるだけサービス利用開始日前日の12時までにご連絡下さい。12時以降のキャンセルになった場合には、食事やおやつ料金はご相談の上、いただく場合がありますので、ご了承下さい。

ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

9. 営業日及び予約の方法

営 業 日	年中無休
予 約 日	月曜日～金曜日（8：30～17：30）
予約の方法	ご利用される居宅介護支援事業所にご相談下さい。

10. 協力医療機関

医療機関の名称	高知厚生病院（嘱託医）
所在地	高知市葛島1－9－50
診療科	内科 整形外科 緩和ケア
医療機関の名称	J A高知病院
所在地	南国市明見字中野526－1
診療科	内科、外科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科等
医療機関の名称	同仁病院
所在地	香美市土佐山田町百石町2丁目5－20
診療科	精神科、神経科、内科、消化器科、循環器科等

11. 協力歯科医療機関

医療機関の名称	楠目歯科医院
所在地	香美市土佐山田町楠目473
診療科	歯科

12. 相談窓口、苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当施設お客様相談窓口 (相談・苦情受付者)	電話番号	0887-52-3223
	FAX番号	0887-52-3220
	受付担当者	生活相談員 介護支援専門員
	対応時間	月～金曜日 8:30～17:30
相談・苦情解決者	管理者 (施設長)	

(2) 公的機関においても、次の機関に対して苦情の申し立てができます。

香美市役所 高齢介護課 社会長寿班	所在地	高知県香美市土佐山田町宝町1丁目2-1
	電話番号	0887-52-9280
	FAX番号	0887-53-4572
	対応時間	8:30～17:15
高知県国民健康保険 団体連合会 (国保連)	所在地	高知県高知市丸ノ内2-6-5
	電話番号	088-820-8410
	FAX番号	088-820-8413
	対応時間	9:00～12:00、13:00～16:00

※その他、各市町村の介護保険担当課でも受け付けています。取扱い日時につきましては、直接お問い合わせください。

13. 緊急時の対応について

- (1) 当施設では、利用者の病状の急変が生じた場合やその他緊急の事態が生じた場合には、速やかに協力医療機関及び関係機関に連絡する等の必要な措置を講じます。
- (2) 当施設では、利用者の病状の急変及びその他緊急の事態が生じた場合には、代理人及び緊急連絡先への連絡を行います。

14. 事故発生及び再発防止の対応について

- (1) 当施設では、利用者に対する事故が発生した場合は、速やかに居宅介護支援事業者、市町村、当該利用者の代理人及び利用者家族に対し連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、当該事故の状況及び事故に際して実施した処置を記録します。
- (2) サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
(ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではありません。)
- (3) 事故発生の防止のための指針を整備するとともに、当該事実が報告された場合は、迅速に事故検討会を開催し、その分析を通じた改善策を職員全員に周知徹底する体制を整備します。

15. 非常災害対策について

- (1) 当施設は、利用者の安全を第一とし、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、定期的（年3回以上）に避難、救出その他必要な訓練を行い、地域住民との連携に努めていきます。
- (2) 非常災害時等の関係機関への通報及び連携体制を整備し、職員へ周知徹底を行います。
- (3) 当施設は、感染症や災害が発生した場合であっても必要な介護サービスが安定的、継続的に提供できるよう、業務継続に向けた計画等を策定し、研修の実施及び訓練（シミュレーション）を行います。

16. 身体拘束について

- (1) 当施設では、身体拘束は行いません。ただし、生命または身体を保護するため緊急やむを得ない身体拘束を行う場合は、利用者本人または代理人に事情を十分説明の上、書面による同意を得た後、期間を定めて行います。
- (2) 身体拘束を行った場合は、定期的に見直しを実施し、すみやかに身体拘束が解除できるよう努めます。
- (3) 当施設では、身体的拘束適正化のために、身体的拘束適正化検討委員会を設置し3ヵ月に1回以上の委員会を開催します。その結果について職員へ周知徹底を行います。また、新人研修及び定期的（年2回以上）に研修を実施します。

17. 虐待の防止について

- (1) 当施設は、虐待の発生または再発の防止に向けて虐待防止対策検討委員会を設置し、3ヵ月に1回委員会を開催します。
- (2) 虐待防止のための指針を整備し、全職員に対する虐待防止対策等の研修を定期的（年2回）に実施するとともに、新任職員に対しては随時研修を実施します。また、担当者を設置します。

18. 衛生管理について

- (1) 当施設では、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のために、感染対策委員会を設置し3ヶ月に1回以上の委員会を開催します。その結果について職員へ周知徹底を行います。
また、感染症及び食中毒のまん延防止のために、新人研修及び定期的（年2回以上）に研修及び訓練（シミュレーション）を実施します。
- (2) 感染症及び食中毒の発生が疑われる際には、発生状況の把握・感染拡大の防止に努め、医療機関や保健所、市町村における関係機関との連携を図り適切な措置を行います。また、施設内及び関係機関との連携が図れるように、連絡体制を整備し迅速な対応を行います。
- (3) 当施設では、感染症及び食中毒が疑われる状況や発生した場合は、医師（嘱託医）または感染対策委員会の判断により、ご家族等のご面会を制限させていただく場合があります。

19. 施設利用にあたっての留意事項

面会時間	面会時間 8:30～20:00 来訪者は、必ずその都度職員に声を掛け、面会簿へ記載をお願いします。
食品の持ち込み	事前にご相談下さい。体調管理のため食事量のチェック等を行っておりますので、持参時は必ず職員に声を掛けて下さい。
外出	外出される場合には、事前にお申し出下さい。 前日の12時までに連絡がない場合、食事負担分の費用をいただくことがありますので、ご了承下さい。
居室、設備、器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご使用下さい。 これに反したご使用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫煙	決められた場所以外での喫煙はお断りいたします。
迷惑行為	騒音、暴力行為、飲酒行為等により他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
所持品の持ち込み	利用される方が快適に日常生活を送る上で、必要な物は持ち込みをしていただけます。但し、居室スペースに設置が困難な物やペットの連れ込み、自己管理の困難な方の火気類及び刃物類等の持ち込みの際は、ご相談下さい。
宗教・政治	原則的には自由ですが、他人に迷惑を及ぼすような宗教・政治活動及び勧誘はご遠慮下さい。

20. 第三者評価について

提供するサービスの第三者評価は受審していません。

2 1. 個人情報に関する基本方針

イ. 社会福祉法人 ウェルプラザ（以下、「法人」という）は、利用者・代理人及びその家族等（以下、「利用者等」という）の個人情報を適切に取り扱うことは、介護サービスに携わるものの重大な責務と考えております。

法人が保有する利用者等の個人情報に関し適性かつ適切な取り扱いに努力するとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ることをここに宣言します。

記

（1）個人情報の適切な取得、管理、利用、開示、委託

- ① 個人情報の取得にあたり、利用目的を明示した上で、必要な範囲の情報を取得し、利用目的を通知または公表し、その範囲内で利用します。
- ② 個人情報の取得・利用・第三者提供にあたり、利用者等の同意を得ることとします。
- ③ 法人が委託をする医療・福祉関係者は、業務の委託に当たり、個人情報保護法と厚生労働省ガイドラインの趣旨を理解した上で、それに沿った対応を行う事業者を選定し、委託先への適切な監督をします。

（2）個人情報の安全性確保の措置

- ① 法人は、個人情報保護の取り組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報に関する規則類を整備し、必要な教育を継続的に行います。
- ② 個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい、滅失、またはき損の予防及び是正のため、法人内において規則類を整備し、安全対策に努めます。

（3）個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者提供の停止等への対応

法人は、利用者等が自己の個人情報について、開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者提供の停止等の申し出がある場合には、速やかに対応します。これらを希望される場合には、相談窓口（相談課：電話 0 8 8 7－5 2－3 2 2 3）までお問い合わせください。

（4）苦情の対応

法人は、個人情報取り扱いに関する苦情に対し、適切かつ迅速な対応に努めます。

ロ. 特定個人情報（マイナンバー制度）について

個人番号の取り扱いに関しては、法律で規定された目的以外の利用の禁止、保管制限・廃棄など厳格なルールが決められているため、厚生労働省に定める「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」及び法人定める「特定個人情報保護規程」を遵守して、適正に取扱うものとします。

2.2. 個人情報の利用目的

(1) 施設内部での利用目的

- ① 施設が利用者に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービスの利用にかかる施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・利用者の管理、会計、経理
 - ・介護事故、緊急時等の報告
 - ・当該利用者の介護

(2) 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ① 施設が利用者に提供する介護サービスのうち
 - ・利用者等に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ・その他の業務委託
 - ・利用者の診療等に当たり、外部の医師の意見・助言を求める場合
 - ・家族等への心身の状況説明
- ② 介護保険事務のうち
 - ・保険事務の委託（一部委託を含む）
 - ・審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払い機関または保険者からの照会への回答
- ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談または届出等

【上記以外の利用目的】

(1) 施設内部での利用に係る利用目的

- ① 施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
 - ・施設等において行われる学生等の実習への協力
 - ・施設において行われる事例研究等
 - ・施設発行の広報誌や行事等の写真の施設内掲示等
 - ・居室の表札の掲示
 - ・面会の為の所在確認の電話及び窓口対応

(2) 他の事業者等への情報提供に係る利用目的

- ① 施設の管理運営業務のうち
 - ・外部監査機関・評価機関等への情報提供

2.3. 個人情報の使用に係る同意事項

(1) 利用期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

(2) 使用条件

- ① 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しない。また、利用者等とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
- ② 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。